

防衛装備庁職員による英国及び豪州への長期出張について

外総安第1号

防装官人第5170号

防装装国第5158号

防装技技第5291号

平成28年4月7日

外務省大臣官房人事課長 四方 敬 之



外務省総合外交政策局安全保障政策課長
北川 克 郎



外務省アジア大洋州局大洋州課長
杉浦 正 俊



外務省欧州局西欧課長 北村 俊 博



防衛省防衛装備庁長官官房人事官
小泉 秀 充



雀耳



第一... ...



...



...



...



...



防衛省防衛装備庁国際装備課長

池 松 英 浩



防衛省防衛装備庁技術戦略課長

山 岡 建 夫



防衛装備庁職員による以下1を目的として実施される英国及び豪州への長期出張に関し、外務省と防衛省は、下記のとおり合意する。

記

- 1 防衛装備庁職員による英国及び豪州への長期出張は、以下に掲げられていることを目的とするものであり、当該出張目的に係る業務のみに従事する。
 - (1) 英国：
 - (技術戦略課からの出張者)
日英防衛当局間の取決めのもとで実施している共同研究について、進捗管理等、日英当局間の調整を実施するとともに、新たな共同研究の候補についても調整を行う。
 - (国際装備課からの出張者)
英国防衛産業の体制、産業支援政策等及び新たな装備品についての共同開発などの候補について調査・把握する。
 - (2) 豪州：
日豪防衛当局間の取決めのもとで実施している共同研究について、進捗管理等、日豪当局間の調整を実施するとともに、新たな共同研究の候補についても調整を行う。また、装備品の共同開発・生産に資するため、豪州防衛産業の体制等を調査・把握する。
- 2 本件職員は、長期外務事務官兼任とする。
- 3 本件職員は、本邦との連絡通信については、日常的な事務連絡を除き、随時在任地の日本国大使館発外務大臣宛公電を含む同大使館を通じた報告を行うこととする。また、本件職員は、在任地の同大使館で勤務する場合を除き、1か月に1回程度同大使館に赴き、報告を行うこととする。

省印



大清宣統元年...

大清宣統元年...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...



- 4 本件職員は、出張先において、同人が日本国政府、防衛省又は防衛装備庁を一般的に代表するかのごとき誤解を与えるような行動（例えば、日本国政府、防衛省又は防衛装備庁代表を示唆する看板を掲げた事務所を設営すること、当該出張者が日本国内において使用する公の名称以外の公の名称を使用すること等）をとらない。
- 5 本件職員の派遣に関し、出張先国側と何らかの文書を作成する場合には、防衛省は十分な時間的余裕をもって外務省と協議する。

